

栃木県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から平成21年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月30日

栃木県監査委員 高 橋 文 吉  
同 榑 淵 忠 男  
同 黒 本 敏 夫  
同 田 崎 昌 芳

行第91号  
平成23年3月11日

栃木県監査委員 高 橋 文 吉 様  
同 榑 淵 忠 男 様  
同 黒 本 敏 夫 様  
同 田 崎 昌 芳 様

栃木県知事 福 田 富 一

平成21年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

財政的援助団体等における財務に関する事務の執行等について

項 目	監 査 結 果	講 じ た 措 置
1 栃木県土地開発公社 (1) 土地開発公社の産業団地の土地造成事業と栃木県企業局の用地造成事業について ① 栃木県企業局用地造成事業と土地開発公社土地造成事業の一元化	産業団地の造成分譲事業は、現在土地開発公社と栃木県企業局の2本立てで行なわれている。同一の事業を2箇所で行う非効率的な面があることを考慮すると、いずれかに一元化することが望まれる。 一元化の方法には、土地譲渡による事業一元化のほかに、販売体制等の一元化を図る方法なども考えられるため、各々の機能面の比較や、一元化の結果生じる組織体制の見直し等の問題をも踏まえ、適切な方法、時期等について決定していくことが望まれる。	産業団地造成機能の一元化については、「特定指導法人見直し基本方針」（改定）において、今後の産業政策のあり方、公営企業のあり方、県財政とも関連することから、関係部局との調整を図り、新規産業団地案件の進捗等を考慮したうえで、平成23年度末までに、県としての方向を決定することとした。（地域振興課）

(2) 事業収益及び事業原価について		
① 自主事業の今後の展開について	<p>今後の自主事業を行うにあたっては、土地開発公社の経営状況を悪化させないように留意するとともに、今後の事業展開の動向も踏まえながら人員の配置等を含めて土地開発公社組織の見直し等を検討すべき時期にあると考えられる。</p>	<p>新規の自主事業実施にあたっては、地元自治体との適切な役割分担を図るなど効率的な事業運営になるよう努めていく。</p> <p>人員配置等については、平成22年度に、自主事業を担当する業務部においてスリム化を図ったところである。また、平成24年度の地方三公社の管理部門の統合に向けた検討を進めており、今後とも適切な人員配置が図られるよう努めていく。</p> <p>(栃木県土地開発公社)</p>
② あっせん等事業の改善について	<p>あっせん等事業は、每期経常的な赤字体質となっており、次の点で改善または検討が必要である。</p> <p>イ. 適正人員の配置 事業が上半期に集中するなら、他の部署との兼務の検討</p> <p>ロ. 栃木県からのあっせん事業等の増大</p>	<p>イ. 再雇用職員の活用により人件費の抑制に努めているところであるが、平成22年度はあっせん等事業に従事する公共用地部職員1名を他部と兼務とし業務量に合わせた人員の配置とした。</p> <p>ロ. 受託量確保に向けて、県をはじめ国の機関や市町を訪問し、受託機会の増大に努めた。更に、公社の能力を活かした関連業務について幅広く受託できるよう努める。(栃木県土地開発公社)</p>
2 財団法人栃木県職員互助会		
(1) 職員厚生課の職員の財団事務の兼務について	<p>栃木県が職員互助会の職員の人件費を負担することは、「栃木県職員互助団体に関する条例」の第6条で、「知事は、職員を、職員を会員とする互助団体の業務に従事させることができる。」と定められており、適法な取扱いである。</p> <p>しかし、職員互助会としては栃木県の職員の人件費を職務の割合で一部負担すべきであり、本来負担すべき事務費を栃木県から無償提供されていることになる。従って、職員互助会としては無償提供されている事務費相当分を栃木県に支払うべきである。ただし、職員互助会の兼務職員については栃木県本来の職務のみならず、共済事業の職務も兼務しており、その金額を把握することは困難である。</p>	<p>県職員の職員互助会業務への従事については、「栃木県職員互助団体に関する条例」第6条に基づく適法な取り扱いであることから、現状の取扱いは妥当なものとする。</p> <p>なお、職員互助会の兼務職員については栃木県本来の職務のみならず、共済事業の職務も兼務しており、その金額を把握することは困難である。</p> <p>(財団法人栃木県職員互助会)</p>
(2) 剰余金について	<p>繰越剰余金については、職員互助会が平成25年11月30日までに新制度に基づく法人移行若しくは解散を求められていることから、その時点における剰余金については栃木県へ返還すべきである。</p>	<p>職員互助会については解散することが決定しており、解散時の剰余金については県に寄附する方向で検討している。(財団法人栃木県職員互助会)</p>

<p>3 社会福祉法人とちぎ健康福祉協会</p>		
<p>(1) 長寿社会推進事業に対する補助金について</p>	<p>長寿社会推進事業に対して栃木県から支出されている補助金は不要であり、上部団体の負担金納入を目的としているといえども、特定預金の運用益で十分に賄え、これまで支出してきた補助金についても、栃木県へ返還すべきかどうかの検討が必要である。</p> <p>あるいは、これまでどおり上部団体への負担金納入のために補助金を支出するのであれば、この事業において、特定預金を持つ必要があるかどうかについて、検討すべきである。</p> <p>また、県の所管部署に対しては、補助金支出の妥当性についての検討を要請する。</p>	<p>長寿社会推進事業は、生きがいつくり事業の17の細事業の一つであり、この事業のみに特定預金を帰属させる必要性はないことから、生きがいつくり事業全般において、当該特定預金利子を有効に活用することとした。</p> <p>また、当該補助金は、県から受託しているシルバー大学校の運営や県版ねりんピックの開催、全国ねりんピックへの選手派遣等の生きがいつくり事業を実施する上で、当協会が「全国明るい長寿社会づくり推進機構連絡協議会」に加盟し、各種事業の効果的な実施方法や全国ねりんピック等の情報を収集することを目的に、当該全国協議会会費相当額を補助金として交付されているものである。これについては、交付目的どおり適正に執行しており返還すべき事由は見当たらない。(社会福祉法人とちぎ健康福祉協会)</p> <p>当該補助金は、高齢者の生きがいつくりと健康づくり事業の推進を目的に「全国明るい長寿社会づくり推進機構連絡協議会」への加盟負担金相当額を補助しているものであり妥当であると考え(補助金交付先の財政状況を条件としたものではない)。</p> <p>これまで支出した補助金は、交付目的どおり適正に執行されていることを確認しており、今後も事業の必要性に鑑み交付していく。(高齢対策課)</p>
<p>(2) 退職給与引当金の計上不足について</p>	<p>現在健康福祉協会で計上されている退職給与引当金のうち、共済財団預け金を除く実質的な退職給与引当金が特定預金とされているが、平成21年3月末の健康福祉協会職員の自己都合退職金要支給額うちの健康福祉協会負担額と比べて計上不足額がある。</p>	<p>平成25年度末までに退職給与引当金計上不足額の解消を図るため、平成22年度から引当金の積み増しを行うこととした。(社会福祉法人とちぎ健康福祉協会)</p>
<p>(3) 賞与引当金について</p>	<p>健康福祉協会には賞与支給に関する規定があり、それにしたがって支給されているので、賞与引当金の計上が必要である。</p>	<p>賞与引当金は、社会福祉法人会計基準において非計上が認められているが、御指摘の趣旨を踏まえ、当協会経理規程の改正を行い、平成22年度から賞与引当金を計上することとしている。(社会福祉法人とちぎ健康福祉協会)</p>

<p>(4) 情報誌発行事業の広告収入について</p>	<p>協会では、情報誌を年4回発行しているが、非賛助会員が賛助会員価格で広告を掲載している。 非賛助会員を会員価格で優遇する特段の理由はなく、その取り扱いについて、特別の承認を受けているわけでもない。 情報誌発行事業は栃木県の補助事業でもあり、公平な取扱いをすべきである。 または、特別な価格を適用することについて、毎回承認を得るべきである。</p>	<p>平成22年度から情報誌広告取扱要領に、「その他、非賛助会員であっても特別な事情があると認められる場合は、賛助会員料金を適用する」旨の規定を追加（改正）し、特別な事情についてはその都度承認を得て適切に処理している。（社会福祉法人とちぎ健康福祉協会）</p>
<p>(5) 栃木県から譲与を受けた施設の建替え費用について</p>	<p>「わかくさ」「桜ふれあいの郷」「清風園」「宝木保育園」は、現在老朽化しており、耐用年数からしても建て替えの時期を検討する段階にきている。 施設建替費用の確保は厳しい状況にある。健康福祉協会は、長期ビジョンに基づき整備計画を策定中であるが、引き続き十分な検討を要する。</p>	<p>「施設建替整備計画」を平成21年度に策定し、母子生活支援施設「わかくさ」の建替に着手したところである。しかしながら、障害者施設については障害者自立支援法の動向が施設運営に大きな影響を及ぼすことから、その動向を見極めながら施設整備後の効率的な運営体制の確立に向けた検討を行うとともに、これらを踏まえた上で施設整備の資金計画について検討を進めることとしている。（社会福祉法人とちぎ健康福祉協会）</p>
<p>4 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会</p>		
<p>(1) 簿外預金について</p>	<p>帳簿に記載されていない普通預金が存在するが、これらはいずれも社会福祉協議会の会計上計上すべきものである。 また、簿外預金の受取利息についても計上されておらず、会計処理上不適切である。</p>	<p>平成21年度決算から計上することとした。（社会福祉法人栃木県社会福祉協議会）</p>
<p>(2) 駐車場のつり銭ボックス内の現金について</p>	<p>つり銭ボックス内の現金については簿外になっており、この簿外現金については駐車場収入が売上計上漏れとなっている。毎期末において駐車場のつり銭ボックス内の現金を計算し、駐車場収入として計上すべきである。</p>	<p>平成21年度決算から計上することとした。（社会福祉法人栃木県社会福祉協議会）</p>
<p>(3) 賞与引当金について</p>	<p>社会福祉協議会には賞与支給に関する規定があり、それにしたがって支給されているので、賞与引当金の計上が必要である。</p>	<p>平成21年度決算から計上することとした。（社会福祉法人栃木県社会福祉協議会）</p>
<p>(4) 広告料収入について</p>	<p>社会福祉協議会が、発行しているチラシやパンフレットに掲載されている広告については、広告料を収受している。 これらのチラシやパンフレットには補</p>	<p>平成21年度の補助金の精算時に広告料収入相当額を減額申請及び返還した。（社会福祉法人栃木県社会福祉協議会）</p>

(5) 償却原価法の採用について	<p>助金を使って発行しているものもあり、補助金の申請の際には広告料を差し引いて申請すべきであった。</p> <p>したがって、補助対象事業に係わる広告料収入額だけ補助金を返還すべきである。</p> <p>満期保有目的で国債及び地方債を保有しているが、債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合においても、取得価額のまま会計処理しており、償却原価法による取得価額の調整計算を行っていない。</p> <p>金額的な重要性は低く、平成20年度においては問題はないが、每期調整すべき金額を算出し、その金額の重要性を判断した上で、調整すべきか否かを判断すべきである。</p>	<p>顧問税理士に相談するなど、対応について検討している。(社会福祉法人栃木県社会福祉協議会)</p>
(6) 栃木県民福祉のつどい開催事業について	<p>この事業は、総額180万円の予算(うち栃木県からの補助金90万円)で行われているが、支出額については、消耗品の購入で調整することにより予算と同額の支出となっている。</p> <p>平成19年度の同事業においては、予算が大幅に余ったために、余った予算をすべて栃木県に返納していることから、平成20年度においてこのような処理をしたことが、直ちに不正な支出とは言い切れず、むしろ足りない部分を社会福祉協議会において、補填したのではないかと推定されるが、消耗品の購入で調整するような会計処理は誤解を招くものであり、実際にこの事業に係った費用のみを正しく会計処理すべきである。</p>	<p>平成21年度及び22年度の補助金においては、予算額との差額があり、変更交付決定を受けた。今後も指摘されたように誤解を招かないよう適正に処理していく。(社会福祉法人栃木県社会福祉協議会)</p>
(7) 福祉施設経営指導事業について	<p>指導員別相談件数の実績を見ると、弁護士に対する相談件数は非常に少ないが、報酬は一番高く、一件当たりの単価で計算すると、税理士及び行政書士に比べて高額である。</p> <p>次回の弁護士への委嘱に際しては、過去の相談実績等を考慮してもらいたい。</p>	<p>平成22年度から当該事業に係る弁護士への報酬を税理士等と同額とした。(社会福祉法人栃木県社会福祉協議会)</p>
(8) 日常生活自立支援事業における各地区の基幹的社会福祉協議会からの報告書について	<p>この事業は、社会福祉協議会から各地区の基幹的社会福祉協議会へ委託している事業であるが、各地区の基幹的社会福祉協議会から提出される収支決算書の様式が、地区ごとにまちまちである。なかには予算額の収支が一致していないとこ</p>	<p>各基幹的社会福祉協議会に対し、適正な収支報告が行われるよう指導している。(社会福祉法人栃木県社会福祉協議会)</p>

	<p>るもあり、収支報告書の作成について県社会福祉協議会において、適切な指導を行うべきである。</p>	
<p>5 財団法人栃木県農業振興公社</p>		
<p>(1) 長期滞留しているその他事業用地</p>	<p>認定農業者等への計画的な農用地利用の集積、農用地等の有効利用等を図るための農地保有合理化事業により、公社が農業者へ売却するために購入した用地のうち、長期滞留している土地が存在している。</p> <p>売却処分可能性を積極的に検討された。</p>	<p>農地開発事業用地として本件土地を取得したが、開発から除外されたことにより山林のまま所有している。</p> <p>当該地が存する町農業委員会と連携を図り売却処分について検討しているが、取得希望者が現われない状況にある。</p> <p>今後とも、農業委員会及び周辺地主と協議しながら売却の可能性を検討していく。(財団法人栃木県農業振興公社)</p>
<p>(2) 長期滞留未収入金</p>	<p>就農支援資金貸付事業貸付の返済が滞留しているものがある。早期回収に努められたい。</p>	<p>借受者は新規就農者であることから経営基盤が脆弱である。このため、技術の未熟さやここ数年の農作物価格の低迷から、収入が不安定な状況にある。</p> <p>滞納者については、戸別訪問による面談、配達証明による督促を行い、保証人にも滞納状況を通知している。現在、滞納額の分割返済や延納措置等を認めながら円滑な回収を図っているところであり、今後とも様々な方策を講じて回収に努めていく。(財団法人栃木県農業振興公社)</p>
<p>(3) 資本的支出</p>	<p>平成20年度に栃木県なかがわ水遊園で売店陳列棚新設工事を行ったが、この場合工事請負費として損金処理するのではなく、資本的支出として固定資産計上するのが妥当と考える。また、「栃木県なかがわ水遊園」での物品販売は法人税申告対象であり、当該支出は全額経費として処理されているが、本来は減価償却を通して損金化されていくべきものであった。</p> <p>なお、公社が行った修繕自体に問題はなかったと考える。</p>	<p>平成21年度決算において、この金額を前期損益修正益として固定資産に計上し、20年度分の減価償却費を前期損益修正損として処理するとともに、以後減価償却により償却していくこととした。(財団法人栃木県農業振興公社)</p>
<p>(4) 退職給付引当金</p>	<p>公社の退職給付引当金の計上基準は、決算報告書の注記には自己都合退職を基準としていると記載されているにも関わらず、定年退職の退職基準で計上されていた。退職給付引当金の計上基準は、通常は注記のとおり自己都合退職による期末要支給額であるべきである。しかしながら、定年間際の職員が多い場合、定年</p>	<p>平成21年度決算報告書の注記に、「期末に在職する職員の定年退職に基づく期末要支給額を計上している。」と明記した。(財団法人栃木県農業振興公社)</p>

	<p>まで勤め上げる職員がほとんどである公社のようなケースでは定年退職に基づく期末要支給額でも保守的観点から差し支えないと考える。</p>	
(5) 各種特定資産について		
① 退職給付引当資産	<p>退職給付引当資産は定年退職の退職基準で計上されており、引当金との差額は、未払退職金であった。</p> <p>引当金の計上基準の再検討と共に計上金額との整合性が求められる。</p>	<p>退職給付引当金の計上基準は定年退職の退職基準である旨、平成21年度決算報告書の注記に明記した。</p> <p>また、退職給付引当資産と同引当金の差額については、平成21年4月末日付けで退職給付引当資産を取り崩して未払退職金を支払ったことにより、解消した。</p> <p>(財団法人栃木県農業振興公社)</p>
② 貸倒引当資産	<p>貸倒損失に対応すべく計上された資産は貸倒引当金に対応すべきものである。</p>	<p>平成21年度の決算において、貸倒引当金に対応する貸倒引当資産を同額計上した。</p> <p>(財団法人栃木県農業振興公社)</p>
6 財団法人とちぎ生涯学習文化財団		
(1) 指定管理者制度について	<p>指定管理業務とともに独自に文化事業を実施している財団は、県総合文化センター指定管理者としての優位性が際立っているが、その地位に安住することなく、今後も県民のために努力すること。</p>	<p>今後も適正な事業実施が継続できるよう、努める。</p> <p>(財団法人とちぎ生涯学習文化財団)</p>
(2) 退職給与引当金について	<p>退職給与引当金計上額と退職給付引当資産計上額との整合性を図ること。</p>	<p>退職給与引当金と退職給付引当資産との整合性が図れるよう、計上額等を検討していく。</p> <p>(財団法人とちぎ生涯学習文化財団)</p>
(3) 各種特定資産について		
① 退職給付引当資産	<p>退職給与引当金計上額と退職給付引当資産計上額との整合性を図ること。</p>	<p>退職給与引当金と退職給付引当資産との整合性が図れるよう、計上額等を検討していく。</p> <p>(財団法人とちぎ生涯学習文化財団)</p>
② 減価償却引当資産	<p>減価償却引当資産は、減価償却累計額を限度額として設定することが望ましいため、過剰計上額は取崩し等の措置を講ずること。</p>	<p>見直しを行った結果、過剰と指摘された額を平成21年度末に一般財源化した。</p> <p>(財団法人とちぎ生涯学習文化財団)</p>
③ 災害補償等引当資産	<p>財団の今後のあり方等を考慮した上、余剰資金の部分は県への返金、寄付等を検討すること。</p>	<p>災害補償等に備え一定額の計上を要すること、財団運営上必要な費用に充当される可能性があることから、余剰となる資産は発生しない見込みだが、万一余剰となった場合は、県への返金・寄付等を検討する。</p> <p>(財団法人とちぎ生涯学習文化財団)</p>

④ 文化事業準備積立資産	財団の今後のあり方等を考慮した上、余剰資金の部分は県への返金、寄付等を検討すること。	平成23年度に実施する栃木県総合文化センター開館20周年記念事業に充当する。(財団法人とちぎ生涯学習文化財団)
⑤ 財団運営調整積立資産	財団の今後のあり方等を考慮した上、余剰資金の部分は県への返金、寄付等を検討すること。	今後の財団運営上必要な費用に充当するため、余剰となる資産は発生しない見込みだが、万一余剰となった場合は、県への返金・寄付等を検討する。(財団法人とちぎ生涯学習文化財団)
7 社団法人栃木県畜産協会		
(1) 特別会計における積立金について	肉用子牛生産者補給金制度に係る積立金において、契約生産者が特定されず返還できないなど、長年使われていない積立金の今後の処理を明確にすること。	当該積立金の取扱いについては、全国的な課題として(独)農畜産業振興機構において検討を実施しているところであり、その結果を踏まえ適切に対処する。(社団法人栃木県畜産協会)
(2) 特定資産について	財政調整積立資産が長期にわたって活用されていないので、県への寄付等を含め、今後の取扱いについて検討すること。	当該資産を含めた内部留保については、継続的かつ安定的な事業実施のため、適正規模を維持するとともに、一定割合を流動資産に組入れ、有効活用を図る。(社団法人栃木県畜産協会)
8 財団法人とちぎ県産品振興協会		
(1) 指定管理業務 ① 栃木県への納付金	財団法人とちぎ県産品振興協会(以下「協会」という。)が栃木県との間で締結した「栃木県立宇都宮産業展示館の管理に関する協定」で、協会は、栃木県に納付金を支払うこととされている。平成18年度～平成20年度の協会の経営実績は、協定の前提となる収支予算と大幅に乖離している。 これは、協会の経営努力の結果と推測されるが、納付金算定の基礎となった収支予算が実態に即していなかった可能性もあり、その検証が必要と考える。	平成18年度～平成20年度の指定管理者の選定に当たっては、過去の栃木県立産業展示館の経営実績を提示し、また、納付金の栃木県への納付を条件とせずに公募した結果、適切な運営が期待でき、また、栃木県への納付金の額が高い協会を選定したものである。その後の協会の経営努力等により経営実績が収支予算を上回ったものと認識している。 なお、平成21年度以降の指定管理者との協定では、収入が支出を超え、その差額が一定額を超える場合は、納付金が増額されることとした。(観光交流課)
(2) 特定資産 ① 預り金	平成20年度末、出品者からの預り金の残額は5,000千円であり、特定預金の残高7,788千円はこの預り金の残額に対して2,788千円過大になっており取崩しが必要である。	平成21年度末に預り金を全額取り崩し、出品者に返金済みである。(社団法人栃木県観光物産協会)
② 減価償却引当預金	平成20年度末の有形固定資産の減価償却累計額は7,992千円であり、過大な減価	平成22年度予算において、減価償却引当預金を44,000千円取り崩し、退職給付



	償却引当特定預金の額は47,060千円となっている。今後の設備の更新予定等を検討し、過大額を取り崩すべきである。	引当預金及び運営積立預金に充当することとしている。(社団法人栃木県観光物産協会)
③ 特別会計貸付金	一般会計から特別会計への貸付金を計上したものである。特定資産は該当しないので修正が必要である。	監査結果を踏まえ、平成21年度末に特定資産からその他の固定資産に計上した。(社団法人栃木県観光物産協会)
④ 特別会計元入金	一般会計から特別会計への貸付金を計上したものである。特定資産は該当しないので修正が必要である。	監査結果を踏まえ、平成21年度末に特定資産からその他の固定資産に計上した。(社団法人栃木県観光物産協会)
9 株式会社日光自然博物館		
(1) 指定管理業務		
① 委託料について	平成18年度～20年度の経営実績と、指定管理業務の協定の前提となる収支予算との大幅な乖離は、会社の経営努力の結果と推測されるが、委託料算定の基礎となった収支予算が実態に即していなかった可能性もある。	会社が策定した収支予算と実績との間には差が生じているが、会社の経営努力の結果である。 今後も委託料の算定に当たっては、指定管理業務の実績を踏まえ適切に対応していく。(自然環境課)
(2) 低公害バスの運行事業について		
① 自主事業について	一般的に自主事業とは、自ら発案し自らの負担において実施し完結する事業であり、その事業損益が自らに帰属する事業と想定される。 本事業は、その実態から自主事業というにはなじまないと考えられる。 低公害バス運行事業の事業区分の考え方を検討し、仮に自主事業と捉えるのであれば、低公害バスを栃木県から買い取るか、相当額の使用料を支払うべきである。	低公害バス運行事業は、奥日光地域の豊かな自然を保全するための事業であり、地元関係者の合意により実施された経緯や運行形態を勘案するとともに、その収益を自然環境保護思想の普及啓発のための事業に充てる等、会社設立の目的に沿った活用を図るため今後は事業区分を自主事業とはせず、環境保全協働事業とした。(株式会社日光自然博物館)
(3) 県有財産使用料について	自主事業のための博物館の事務室部分の面積について、自主事業である売店売上も考慮して使用面積を算定すべきである。 また、日光自然博物館と赤沼自然情報センターにおいて売店としての一定のスペースを確保し売店売上げを計上していることを考慮すれば、売店運営にかかる使用料を負担すべきである。	事務室部分の使用料の算定に当たっては、平成22年度から売店事業の売上高を考慮することとした。 また、日光自然博物館及び赤沼自然情報センターの売店スペースの使用料についても、使用面積に応じた負担をすることとした。(自然環境課)
(4) 水道光熱費の負担金	自主事業に係わる上下水道料金、暖房費(灯油)及び清掃費については、使用実態に即した負担額にすべきであり、ま	平成22年度から、自動販売機の電気代を含めた水道光熱費等については、使用実態に応じた額を負担することとした。

	<p>た、自動販売機の電気代も使用実態に応じて応分の負担をすべきである。</p>	<p>(自然環境課)</p>
<p>(5) 協力金収入</p>	<p>「県立日光自然博物館及び奥日光地区駐車場管理運営仕様書」には、管理する施設（公の施設を除く。）の利用者から任意の協力金等を募ることを妨げない旨記載されている。</p> <p>しかしながらイタリア大使館別荘記念公園及び中禅寺湖畔ポートハウスの所有者は栃木県で広い意味で公の施設であり、当該施設の協力金収入は栃木県に帰属させるべきものである。</p> <p>仮に、当該施設の維持費に充当するということが会社の収入にするのであれば、協力金収入は使途を特定した特定預金として積立てるべきである。</p>	<p>協力金収入は会社の収入として計上しているが、その使途はこれまでも当該施設の維持管理等の経費に特定してきたところであり、平成22年度途中から各々専用の口座により管理を行っている。(株式会社日光自然博物館)</p>
<p>(6) 余裕資金</p>	<p>余裕資金については、経営環境が変化した際の対応等を十分見極めた上で、今後老朽化が進む施設への対応等、将来の資金需要に有効に活用し、栃木県の施設維持に係る負担を軽減することが期待される。</p>	<p>平成22年度は排煙窓の修理を行うなど、指定管理者制度における費用負担のルールに基づき施設の修繕を行っており、今後も計画的な施設の維持管理に努めていく。(株式会社日光自然博物館)</p>
<p>(7) 指定管理業務実績報告について</p>	<p>指定管理業務事業報告書の収支計算書は、会計記録との照合が可能となるよう、人件費や諸経費の指定管理業務とその他の業務ごとの区分あるいは按分について整理して作成すべきであり、また内部管理資料である指定管理業務の損益計算書との整合性を図るべきである。</p>	<p>会社は、人件費や諸経費について、指定管理業務とそれ以外の業務の按分について整理を行うとともに、関係計算書類の適正な管理を行うため、平成22年度から新たな会計システムを導入した。これにより、指定管理業務事業報告書の収支計算書と会計記録との照合が可能となり、内部管理資料との整合性についても確保された。(株式会社日光自然博物館)</p>
<p>10 財団法人栃木県産業振興センター</p> <p>(1) 高度技術振興基金について</p>	<p>① 基金承継の検討</p> <p>高度技術振興基金は、テクノポリス法に基づき創設された債務保証基金、利子補給基金を含む4つの基金を、同法を包含する新法の施行に併せ一本化したものであるが、債務保証基金と利子補給基金は、テクノポリス計画の終了と共にその役割を終えている。基金にはそれぞれ創設の目的があり、その目的が遂行された場合には当該基金の役割は消滅するので、その基金を留保することについては別途その適否を検討すべきである。</p>	<p>当該基金は、当初基金を保有していた(財)栃木県産業技術振興協会の解散手続きの中で、基金を出捐した県、市町、金融機関、民間企業を含む清算人会による協議、決定を経て、テクノポリス計画区域内の高度技術振興を図るため、4つの基金を一本化して当センターに承継したものである。現在実施している事業は、テクノポリス法と頭脳立地法の地域を核に、高度技術の産業集積等を活用し、より発展し活性化させるためのものであ</p>

		り、また、基金の目的に沿った事業となるよう、県はもとより、基金を出捐した2市2町を含む5市4町とも十分協議を行って実施していることから、特に問題はないと考えている。(財団法人栃木県産業振興センター)
(2) 指定正味財産について	指定正味財産に基本財産積立分が含まれているので、財務諸表の修正が必要である。	平成21年度決算において修正することとした。現在、新公益法人への移行に伴う事務、事業等の見直しに併せ、会計処理全般を新会計基準に準拠するべく取り組んでいるところである。(財団法人栃木県産業振興センター)
(3) 貸倒引当金の算定について		
① 貸倒引当金計上もれ	一部の延滞貸付債権に対する貸倒引当金の計上もれがあった。	平成21年度中に精査し、必要な引当金を計上した。(財団法人栃木県産業振興センター)
② 貸倒引当金の過大計上	会計上の貸倒引当金に該当せず、実質は剰余金にあたるものが、計上されている。	平成21年度決算において、過大な引当金分については補正した。(財団法人栃木県産業振興センター)
(4) 特定資産の残高相違	有価証券で運用している特定預金において、一部取り崩して普通預金で運用しているため、残高不足となっているが、取り崩さず運用すべき特定預金であるので、取り崩し分を再度積み立てる必要がある。	平成21年度中に積立てを行い、残高不足を解消した。(財団法人栃木県産業振興センター)
(5) 正味財産について		
① とちぎ未来チャレンジ基金	流動資産の預金、有価証券に計上されているが、当該預金、有価証券は基金としてその運用、用途が制限されており、固定資産の部に特定資産として計上すべきである。	平成21年度決算において、修正を行った。(財団法人栃木県産業振興センター)
② 貸付金	貸付債権は、流動資産に計上されているが、その回収は長期にわたるため固定資産に計上すべきである。当該貸付債権に係る貸倒引当金も同様である。	平成22年度決算において修正することとした。現在、新公益法人への移行に伴う事務、事業等の見直しに併せ、会計処理全般を新会計基準に準拠するべく取り組んでいるところである。(財団法人栃木県産業振興センター)
③ 引当金	引当金として計上されているもののうち、退職給付引当金、共済年金引当金及び起業化推進事業引当金を除いた引当金は、正味財産に含まれるべきものである。	平成22年度決算において修正することとした。現在、新公益法人への移行に伴う事務、事業等の見直しに併せ、会計処理全般を新会計基準に準拠するべく取り

④ 基金	負債の部と正味財産の部の間に基金の部を設けて計上しているが、基金は正味財産の部に含まれるものである。	組んでいるところである。(財団法人栃木県産業振興センター)  平成22年度決算において修正することとした。現在、新公益法人への移行に伴う事務、事業等の見直しに併せ、会計処理全般を新会計基準に準拠するべく取り組んでいるところである。(財団法人栃木県産業振興センター)
(6) 会計基準への準拠性	<p>正味財産計算書において、特定資産の取崩収入、特定資産の繰入支出が計上されていることや、剰余金の性格を有する引当金の戻入、繰入が計上されているため、当期経常増減額、当期経常外増減額及び正味財産増減額が、振興センター経営の実態を表していない。</p> <p>また、財務諸表の注記に関しては、下記の注記の記載が漏れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保に供している資産</li> <li>・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益</li> <li>・補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高</li> <li>・関連当事者との取引の内容</li> </ul>	平成22年度決算において修正することとした。現在、新公益法人への移行に伴う事務、事業等の見直しに併せ、会計処理全般を新会計基準に準拠するべく取り組んでいるところである。(財団法人栃木県産業振興センター)
(7) 設備資金貸付、設備貸与事業 ① 貸倒リスクについて	設備資金貸付、設備貸与による中小企業の経営基盤強化・付加価値向上という事業の効果と、事業実施により発生する可能性のある貸倒に係る費用との比較等を、速やかに検討する必要があるものと考ええる。	現在、当該事業のあり方全般の見直しを行っている。(財団法人栃木県産業振興センター)
11 栃木県住宅供給公社		
(1) 一般会計以外の会計の損益計算書の様式について	一般会計以外の積立分譲住宅積立金会計、県営住宅管理会計、民間特定有料賃貸住宅会計については、損益計算書の様式が公社会計基準に準拠しておらず収益合計と原価合計が等しくなるように作成されているので一般会計同様に公社会計基準に準拠して作成すべきである。	平成22年度決算時に様式を修正して決算書を作成する。(栃木県住宅供給公社)
(2) 積立分譲住宅積立金会計の要否について	積立分譲事業は休眠状態にある。積立分譲住宅積立金会計の要否について検討する必要がある。	平成22年度において積立金会計の繰越金を一般会計に移行し、積立金会計を休止とした。(栃木県住宅供給公社)

(3) 一般会計から 県営住宅管理会 計への一般管理 費の振替につい て		
① 振替割合に ついて	現在、おおむね一般会計の4分の1を目安として、一般管理費の一部を、一般会計から県営住宅管理会計に振り替えているが、県営住宅管理受託事業の経営成績を明確にするため、現状を反映するように振替割合を見直すべきである。	業務の人数で振替割合を見直した。(栃木県住宅供給公社)
② 振替方法に ついて	県営住宅管理受託事業の経営成績を明確にするためには、可能な限り発生主義に基づいた振替方法を採用すべきである。	指摘のとおり、可能な限り発生主義に基づいて振替することとした。(栃木県住宅供給公社)
(4) 固定資産の減 損会計について	賃貸事業資産等の有形固定資産については地方住宅供給公社減損会計処理基準に基づき、減損会計の適用を検討すべきである。	乖離の大きい資産について平成21年度決算において減損処理を適用した。平成22年度に、その他の資産についても検討を行い、減損会計を適用すべき資産が無いことを確認した。(栃木県住宅供給公社)
(5) 計画修繕引当 金について	修繕項目ごとに修繕費を見積もり、それを修繕計画実施サイクルに応じて繰入れて、引当金残高を適正なものとするべきである。	各賃貸住宅の長期修繕計画を作成して平成21年度決算において計画修繕引当金を積み増しをした。(栃木県住宅供給公社)
(6) 財務諸表の適 正性を確保する ための内部統制 の確保について	各種計算について担当者以外の別の担当者がチェックしたり、また毎期継続的に積立していくものは毎期末の残高を確認するなど、基本的な内部統制を機能させ、財務諸表の適正性を確保すべきである。	各種計算等について、担当者以外の複数のチェックなど内部統制を確保している。(栃木県住宅供給公社)
(7) 余剰資金につ いて	公社が保有する有価証券、定期預金のうち、各種引当金残高を超える部分は県へ寄附等により返還が可能と思われる。	指摘の余剰資金については、計画修繕引当金、減価償却引当積立金、分譲地造成費等の使途、支出予定等があるため、それを特定した。(栃木県住宅供給公社)
12 財団法人栃木県 民公園福祉協会 (1) 会計処理規程 について	会計基準が平成16年度基準に変更されているにもかかわらず、会計処理規程第3条においては、旧公益法人会計基準(昭和60年度基準)に準拠する旨規定されているため、実態に合わせ会計処理規程を変更すべきである。 会計処理規程第37条に「減価償却の資産の耐用年数は、固定資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に定めるところによる。」とあるが、正	会計処理規程第3条を平成22年4月1日付けで改正した。(財団法人栃木県民公園福祉協会)

	<p>しくは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」である。会計処理規程を修正すべきである。</p>	
(2) 棚卸資産の評価について	<p>棚卸資産は、特殊な物品を除き最終仕入原価法により評価額を算出するものとされているが、この方法は税務上は認められた方法ではあるが、会計上認められた方法ではないため、最終仕入原価法以外の方法により評価することが望ましい。</p> <p>また、平成20年度収支決算書上、財務諸表に対する注記には、「棚卸資産の評価基準及び評価方法は原価法に基づいている。」とあるが、評価基準についての記述であり評価方法の説明がない。</p>	<p>最終仕入原価法については、公益法人会計においては一般的に適用されているものであり、現時点での評価方法の変更は考えていない。</p> <p>また、評価方法の説明については、平成21年度決算より記載することとした。(財団法人栃木県民公園福祉協会)</p>
(3) 損害保険の管理について	<p>会計処理規程上「火災等により損害を受ける可能性のある固定資産は、適正な価額の損害保険を付さなければならない」とされているが、各管理事務所ごとに付保していることから、協会全体としての付保状況を事務局で確認すべきである。</p>	<p>各管理事務所ごとの契約していた火災保険について、事務局で一括契約するよう改めた。(財団法人栃木県民公園福祉協会)</p>
(4) 財務諸表の注記について	<p>平成20年度収支決算書上、財務諸表に対する注記において、「有価証券の評価基準及び評価方法について」は「該当なし」となっているが、満期保有目的の債券を有していることから、有価証券の評価基準及び評価方法について注記すべきである。</p>	<p>平成21年度決算書より注記することとした。(財団法人栃木県民公園福祉協会)</p>
(5) 固定資産の減損会計について	<p>那須野が原公園のプール事業（一般会計）は赤字となっており、公園事業特別会計（収益事業）と合わせても黒字とはならず、減損の兆候が見受けられる。有形固定資産および無形固定資産については、新公益法人会計基準に基づき、減損会計の適用を検討すべきである。</p>	<p>新公益法人会計基準において減損会計の適用を要するのは資産の時価が著しく下落した時とされているが、当協会所有の資産については適正な償却処理がなされており、時価との乖離が著しく生じているとはいえないため、現時点では適用の必要性はないと考えている。(財団法人栃木県民公園福祉協会)</p>
(6) 未収入金・未払金の内部取引について	<p>事務局分の未収入金として各管理事務所分消費税が計上されている一方、各管理事務所における未払金としても同額が計上されており、資産と負債が両建てとなっている。このような内部取引は相殺すべきである。</p>	<p>平成21年度決算より相殺するよう改めた。(財団法人栃木県民公園福祉協会)</p>
(7) 経費の削減について	<p>少額備品の購入や棚卸資産の購入については、各公園管理事務所で購入先の選定を行っていることから、集中購買を</p>	<p>少額備品等の購入については、インターネットを通じた購入等により安価な業者の選定に努めることとする。</p>

	<p>討すべきである。</p> <p>また、各種保険の業者選定において、相見積もりを徴収していないものについても、相見積もりの徴収を行うことで経費削減の余地があるものと思われる。</p>	<p>また、従来相見積もりを徴収していなかった保険についても相見積を徴収する等より安価な契約を図り、経費削減に努めることとする。(財団法人栃木県民公園福祉協会)</p>
(8) 余剰資金について		
① 財政調整積立資産	<p>財政調整積立資産については、特段資産を積み立てなくても対応が可能と思われる。年度間の財政調整という目的での積み立てについて検討の余地がある。</p>	<p>本資産については、今後計画的に取り崩しを行い、廃止することとする。</p> <p>減収等への対応については退職者不補充等により固定的支出の抑制に努め収支均衡を図ることとする。(財団法人栃木県民公園福祉協会)</p>
(9) 公園の利用促進について	<p>各公園の存在自体が必ずしも広く県民に知れ渡っていないように思われる。まずは栃木県民に向けてより一層の周知活動を行い、県民の利用を促進すべきである。</p>	<p>公園のPRとして、ホームページ、広報誌、新聞等地元マスコミを活用したPRを今後も積極的に行っていく。特にマスコミについては、公園の花やイベント等旬な話題を取り上げていただくよう積極的に情報提供を行う。(財団法人栃木県民公園福祉協会)</p>
13 財団法人栃木県建設総合技術センター		
(1) 会計規程について	<p>新公益法人会計基準に基づき決算を行っているが、会計規程の改正がなされていない。実態に合わせて会計規程を改正すること。</p>	<p>平成22年4月1日付けで改正した。(財団法人栃木県建設総合技術センター)</p>
(2) 修繕引当金について	<p>修繕引当金を計上しているが、引当金新設に係る承認の記録がなく、計上基準が不明確である。承認を得たことの証となる記録を残すとともに、財務諸表に必要な注記を付すこと。</p>	<p>平成21年度決算において、修繕引当金に係る承認を得て記録に留めた。また、財務諸表に注記を付した。(栃木県建設総合技術センター)</p>
(3) 退職給付引当金について		
① 退職給付引当金の戻入	<p>計上額の誤りを修正するものであっても、決算に重要な影響を及ぼすものについては、修正の経緯等について内部の承認を経たことの証となる一連の記録を残しておくこと。</p>	<p>財務諸表において、内容・金額等に重要な影響を及ぼす事項に関しては、すべて内部の承認の証としての記録を残しておくこととした。(財団法人栃木県建設総合技術センター)</p>
② 当期末要引当額の計算	<p>当期末要引当金額の計算に誤りがあった。</p>	<p>平成21年度決算において是正した。(財団法人栃木県建設総合技術センター)</p>
(4) 退職手当と中退共の共済金に	<p>勤続年数や給与月額に関係なく一律に共済掛金を支払っているため、勤続年数</p>	<p>平成22年4月から、勤続年数の短い職員については、毎月の掛金額を最低額に</p>

<p>ついて</p>	<p>の短い職員が退職した場合には、規程以上の退職手当を機構から給付されることになってしまうので、制度を変更することが望ましい。</p>	<p>変更した。(財団法人栃木県建設総合技術センター)</p>
<p>(5) 個人情報漏えい保険について</p>	<p>建築確認や下水道排水設備工事責任技術者の試験等に関して個人情報を取り扱っているが、個人情報漏えい保険には加入していない。保険への加入を検討すべきである。</p>	<p>当該試験等で扱う個人情報は、保険の対象外であるため、職員教育の徹底やキャビネットの施錠厳格化等により、個人情報漏えい防止を図ることとした。(財団法人栃木県建設総合技術センター)</p>
<p>(6) 経費の削減について</p>	<p>下水道施設の維持管理事業における機械警備業務については、各事業所別に業者の選定を行っている。全事業所の一括入札や集中購買を行うことで、経費の削減を図るべきである。</p>	<p>一部導入済みであった一括入札について、平成22年度に対象業務を拡大した。今後も更に拡大する予定である。(財団法人栃木県建設総合技術センター)</p>
<p>(7) 余剰資金について</p>		
<p>① 退職給付引当資産</p>	<p>会計規程上、退職給付引当金の規定が整備がされていない。 計上誤りを是正するために引当金を取り崩した際、特定資産については取り崩しを行わなかったため、退職給付引当資産残高が引当金残高を上回っている。この差額は余剰資金であると考えられる。</p>	<p>平成21年4月より会計規程上に計上基準を明記した。 平成21年度決算において、特定資産の取り崩しを行い、取り崩した分は流動資産に計上し、是正した。(財団法人栃木県建設総合技術センター)</p>
<p>② 試験研究施設等整備基金</p>	<p>試験研修施設等整備基金規程に基づき積み立てている基金については、機械の老朽化が進んでいるのは事実だが、具体的な使用予定がないことから、余剰資金と判断されても止むを得ない。 また、基金の名称と貸借対照表の科目名が異なっている。</p>	<p>建設資材の多様化等への対応や試験機器の老朽化対策のため、また新公益法人制度に対応した研修事業の拡大・充実のため、施設の整備・機能強化を行うことを、中期経営計画(H23～27年度)の中に明記し、用途の明確化を図った。 また、平成21年度決算において、科目名を「試験研修施設等整備基金」に変更した。(財団法人栃木県建設総合技術センター)</p>
<p>③ 定期預金</p>	<p>一般会計の定期預金については、将来の資産保有に備えて有しているとのことだが、具体的計画も根拠もないことから、余剰と判断されても止むを得ない。</p>	<p>新公益法人制度に対応した事業内容等の見直しを行い、新たに情報化支援事業等を実施すること、また、新規事業実施に必要なセキュリティ確保等のために本部建物の機能強化を図ることを、中期経営計画(H23～27年度)の中に明記し、用途の明確化を図った。(財団法人栃木県建設総合技術センター)</p>